

## 市税の納め忘れにご注意ください

問 税務課 (Tel64-1511)



### 【令和8年度の市民税納期限と口座振替日】

税目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税(普通徴収)		1期		2期		3期			4期		
軽自動車税	全期										
固定資産税	1期		2期					3期		4期	
国民健康保険税(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納付書納期限	6/1(月)	6/30(火)	7/31(金)	8/31(月)	9/30(水)	11/2(月)	11/30(月)	12/25(金)	2/1(月)	3/1(月)	3/31(水)
口座振替日	5/25(月)	6/25(木)	7/27(月)	8/25(火)	9/25(金)	10/26(月)	11/25(水)	12/21(月)	1/25(月)	2/22(月)	3/25(木)

- ※市県民税、国民健康保険税の年金特別徴収は偶数月です(年金支払者から直接市へ納付されます)。
- ※納付書は、年度分の全てを1期目に送付します。
- ※スマートフォン決済アプリや地方税お支払いサイトを利用して納付した場合、領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関などの窓口で納付してください。
- ※市税の納付は口座振替もできます。金融機関の窓口で申し込みください。

## 子どもへの食の支援などを行う団体に補助

問 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel64-1535)



地域のさまざまな場所を活用し、こどもの生活支援強化事業を行う団体に補助金を交付します。こどもの生活支援強化事業とは、気軽に立ち寄ることができる食事などの提供場所を設け、支援が必要なこどもを早期発見し、行政などの支援機関につなげる仕組みをつくることです。

- 対象団体(①～⑤をすべて満たすこと)
  - ①2人以上の構成員を有し、代表者が18歳以上である
  - ②団体の事務所(本拠)を県内に有し、市内でも活動している
  - ③政治活動、宗教活動、営利事業を目的とする活動ではない
  - ④原則年度内に12日(申請初年度は年度内に8日)以上の活動を行う
    - ※18歳未満のこどもが参加する日のみ対象
  - ⑤1年以上の継続的な活動を行う
- 申請期限 5月29日(金)
- 対象事業
  - ㉞食事・学習・遊びなどの体験、文房具・生理用品などのこども用品を提供する事業
    - 【補助額】長期休暇の期間は15,000円/1日、長期休暇以外の期間は10,000円/1日
    - ※18歳未満が参加した日のみを対象とし、上限は年間30万円
  - ㉟既存の福祉・教育施設や、公民館などでのこどもの居場所を立ち上げる事業
    - 【補助額】1か所60万円まで(1拠点1回のみ)
  - ㊱こどもの居場所などの事業を継続するための備品購入などの事業
    - 【補助額】1か所30万円まで(1拠点1回のみ)
    - ※㉟㊱を同年度内に行う場合は、いずれか1つが対象です。

## 4月1日付で市職員180人が異動

問 総務課 人事・法制係 (Tel88-8809)

市職員の人事異動を4月1日付で行いました。部長級と課長級の異動は次のとおりです(カッコ内は前所属)。

- 部長級 ▶市民部長=松尾 郁代(学校教育課長) ▶介護福祉部長兼福祉事務所長=田中 聡美(保健福祉部長兼福祉事務所長) ▶消防長=宮本 一久(総務課長兼消防署長)
- 課長級 【総務部】▶財政課長=村越 公貞(総合政策課長) 【企画部】▶総合政策課長=大坪 康春(財政課長) 【市民部】▶市民課長兼人権・同和・男女共同参画推進室長=堤 秀昭(健康づくり課長) ▶健康づくり課長=甲斐田 美紀(子ども子育て課長兼こども家庭センター長) 【介護福祉部】▶介護支援課長兼地域包括支援センター長=野田 英一(福祉課長兼福祉事務所副所長) ▶福祉課長兼福祉事務所副所長=姉川 秀樹(福祉課長補佐兼福祉総務・障がい福祉係福祉総務担当係長) ▶子ども子育て課長兼こども家庭センター長=山下 優子(介護支援課長兼地域包括支援センター長) 【教育部】▶学校教育課長=高木 美和(学校教育課長補佐兼学校教育係学務担当係長) ▶指導室長=永松 美奈子 【消防本部】▶総務課長兼消防署長=水町 毅(救急課長兼消防副署長) ▶救急課長兼消防副署長=岡 崇洋(予防課長) ▶予防課長=宮本 主公(予防課長補佐兼違反是正係長)
- 退職(課長級以上) ▶姉川 左希子(指導室長)

### 委員の紹介



公平委員会委員  
浅山 和生 (再任)

問 行政委員会事務局  
(Tel64-1554)



▲4月1日付で採用された11人の新規採用職員

## 市職員が出向いて出前講座を実施します

問 社会教育課 社会教育係 (Tel32-9184、Fax32-9192)



- 対象 市内に在住または勤務している10人以上の団体
- 内容(全55講座) 防災関係講座、体力測定、軽スポーツ、住宅防火、予防救急教室、高齢者の暮らしを支える総合窓口、高齢者福祉サービスなど
- 【新メニュー】「新しい防災気象情報を知ろう!」、「知っておきたい空き家の話」
- 開催時間・場所 9時から21時(土曜・日曜含む)の間で2時間以内。市内の会場を手配してください
- 申し込み方法 講座担当課と打ち合わせ後、開催希望日の2週間前までに社会教育係へ申請書を持参、郵送、ファクス、または専用フォームから申請
- ※申請書は、社会教育課、市役所本庁の総合案内、高田支所市民サービス係、MIYAMAX、まいピア高田、山川市民センター、または市ホームページからダウンロードください。
- ※特定の政治・宗教または営利を目的とした催しなどには、職員を派遣できない場合があります。
- ※出前講座は学習の場です。質問や建設的な意見交換は含みますが、苦情を述べる場ではありません。
- ※福岡県などでも出前講座を行っています。

## 地域での活動中の事故に備えた災害補償制度

問 地域・防災課 地域づくり係 (Tel64-1502)



市では、行政区などが行う活動中の事故に備えて、「コミュニティ活動災害補償制度」に加入しています。活動中に事故が起きた場合は、地域・防災課へお尋ねください。

### ■ 補償の対象

ボランティア団体、公民館、自治会などが行う非営利活動中の傷害事故、損害賠償責任事故

※自然災害、故意の事故、脳疾患、疾病、心神喪失による事故、他覚症状のないむちうち症や腰痛、危険度の高い活動中の事故などは対象外です。

### ■ コミュニティ活動災害補償制度の補償内容

区分		補償金額(限度額)	
損害賠償 責任補償	対人(身体賠償)	最高1人6千万円、1事故3億円	
	対物 賠償	財物賠償	最高1事故につき300万円
		受託物賠償	1事故につき300万円
傷害補償	本人の 事故	死亡補償金	300万円
		後遺障害補償金	9万円～300万円
		入院補償金	日額3千円(180日限度)
		通院補償金	日額2千円(90日限度)

※5千円(1事故)は自己負担(免責)

### ■ 事故後の手続きの流れ

- ①各団体の責任者から地域・防災課または担当課へ連絡
- ②事故報告書を作成し、地域・防災課へ提出
- ③補償対象であると保険会社が認めた場合は本人へ連絡があり、その後保険会社と本人でやり取りを行う

## 毎月第2日曜日にマイナンバーカードの更新窓口を開設

問 市民課 住民係 (Tel64-1513)



### ■ 日時

毎月第2日曜日 8時30分～12時

### ■ 開設窓口

市役所本庁舎 市民課 住民係

※山川・高田支所は開庁しません

### ■ 可能な手続きの例

- ▶マイナンバーカードの申請サポート(写真撮影など)
- ▶マイナンバーカードの交付
- ▶電子証明書の更新
- ▶暗証番号のロック解除

## 5月12日は「民生委員・児童委員の日」

問 福祉課 福祉総務・障がい福祉係 (Tel64-1518)



民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域住民の見守りや困り事の相談に応じ、必要な支援を受けられるよう関係機関への「つなぎ役」を担っています。また、児童福祉法による児童委員も兼ねており、その中から指名される「主任児童委員」は、子どもや子育てに関することを専門に担当しています。

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容を人に漏らすことはありません。安心して相談ください。

## 再生可能エネルギー設備などの導入費用を一部補助

問 環境政策課 脱炭素社会推進係 (Tel64-1545)



令和8年4月1日以降に事業が完了した、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備導入に係る費用の一部を補助します。要件や申請方法など、詳しくは市ホームページを確認ください。

### ■ ゼロカーボン推進事業補助金の概要

対象	補助額	上限
太陽光発電システム	2万円/kW	8万円
蓄電池	2万円/kWh	10万円
パワーコンディショナの更新	1万円/kW	5万円
電気自動車	3万円	定額

対象	補助額	上限
V2H(電気自動車充電設備)	3万円	定額
エコキュート	2万円	定額
ZEH住宅	3千円/㎡	30万円
GX志向型住宅	3千円/㎡	50万円

■ 申請・問い合わせ先 みやまスマートエネルギー株式会社 カスタマーセンター (Tel0120-173-804)

■ 受付期間 5月15日(金)～令和9年3月23日(火) ※期間内であっても、予算額に達した時点で受付終了

## 軽自動車税の減免申請手続き

問 税務課 市民税係 (Tel64-1511)



申請期間は、軽自動車税納税通知書が届いてから納期限までです。申請は税務課市民税係で受け付けます。支所での申請はできません。対象となる軽自動車の基準など、詳しくは問い合わせください。

### ■ 対象となる軽自動車など

- ㊦ 障がいのある人が所有し、自ら運転する軽自動車など
- ㊧ 障がいのある人のために生計を一にする人が使用する軽自動車など
- ㊨ 障がいのある人の利用のために改造した軽自動車
- ㊩ 公益のため直接専用するものと認める軽自動車

※対象車両は、手帳所有者1人につき1台。

※車検証に「営業用」と記載されているものを除く。

※この減免を受けた人は、市障がい者福祉タクシー券の交付や自動車税の減免は受けられません。

### ■ 持ってくるもの

- ①令和8年度軽自動車税納税通知書
- ②車検証(写し可)  
※電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項
- ③納税義務者と手帳所有者のマイナンバーが分かるもの
- ④印鑑(納税義務者・車所有者本人の場合は不要)
- ⑤法人の場合は、法人印と法人番号が分かるもの

### 【㊦・㊧の場合は下記追加】

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ②運転免許証

### 【㊨の場合は下記追加】

- ①車の全体(ナンバー含む)と身体障がい者が利用するための構造が確認できる部分の写真

※車の所有者・運転者のいずれかが「手帳所有者」と別世帯の場合、別に必要な書類があります。